

●サービス利用料金（1日あたり）（契約書第7条参照）

下記の利用料金表によって、利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額9割又は8割、7割を除いた金額（1割又は2割、3割の自己負担額）をお支払い下さい。（下記サービスの利用料金は、利用者様の要介護度に応じて異なります。）

① 基本料金

（単位：円）

短期入所	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	7,380	8,060	8,810	9,490	10,170
介護予防 短期入所	要支援1	要支援2			
	5,550	6,740			

② 基本介護諸費外の料金

（単位：円）

加算額	・送迎加算（片道）	1,840
	・サービス提供体制強化加算Ⅱ（1日）	180
	・介護職員処遇改善加算Ⅰ	算定単位数の1000分の83に相当額
	・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	算定単位数の1000分の23に相当額

※要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合でも償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者様の負担となります。

① 食費

（単位：円）

収入段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費（1日）	300	600	1,000	1,300	1,392

② 居住費

（単位：円）

収入段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
居住費（1日）	820	820	1,310	2,006

※介護保険負担限度額認定書

市町村発行の介護保険負担限度額認定証をお持ちの利用者様については、上記の段階（1～3段階）に合わせた①食費及び②居住費になります。

③ 特別な食事（お酒を含みます）

利用者様の希望で施設が提供する以外の食事を希望された場合、食事代の実費は直接お支払い頂きます。

④ レクリエーション、クラブ活動

サービス利用者の希望によりレクリエーションや各種クラブ活動に参加して

頂くことができます。

※利用料金：材料代等の実費を負担いただきます。

⑤ 複写物の交付

ご契約者、サービス利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧出来ますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担頂きます。

※1枚につき 10円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等、利用者様の日常生活に要する費用で、利用者様に負担頂くことが適当である物に係る費用を負担頂きます。

洗面用具等 : 実費負担

歯ブラシ等 : 実費負担

(3) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

市町村発行の社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証をお持ちの利用者様については、介護保険の給付対象となるサービス料金その他、食費・居住費の軽減があります。※担当者へご相談下さい。